

水道管の漏水事故を防いでいます！

現在、古くなった水道管、給水管及び漏水が多く発生している地域を対象に漏水調査を実施しています。この調査では、漏水の音を聞き分ける経験を積んだ企業局職員もしくは企業局発行の身分証明書を携帯した委託業者が、道路上での調査のほか、宅地内にある水道メーター付近を調査します。調査の際には、お客さまの敷地内に立ち入ることがありますが、漏水事故を防ぐために皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



宅内の水道メーターなどに音聴棒をあて、漏水音の有無を調査します。

- 調査については感染予防対策を十分に行ったうえ実施しています。
- この調査でお客さまに費用請求をすることや、物品等を販売することは一切ありません。

昨年の調査では、1日あたり750m³（トン）以上の漏水を発見し、修繕しました！（750m³は、およそ25mプール2杯分の量になります。）

お問い合わせ先 維持管理課 ☎077-528-2609

水道・下水道・ガス事業の令和2年度決算概況

水道事業

災害などの非常時に不足する水を相互に融通できるようにするため、柳が崎浄水場と膳所浄水場間の水道連絡幹線の整備や、市内一円の水道管の老朽化対策、施設の地震対策などに取り組みました。

人口減少などの要因により、水需要が減少し、今後は収益の減少が見込まれますが、これまでどおり安全で安心な水道水をお届けできるよう、計画的に水道施設の整備を進めていきます。

下水道事業

地震対策として、救急告示病院（滋賀医科大学医学部附属病院）下流の主要な下水道管の耐震化工事や、市内一円の下水道管やポンプ場の老朽化対策や維持管理などに取り組みました。また、未整備地区で下水道整備工事を実施しました。

水道と同様、今後は収益の減少が見込まれますが、経営の効率化を図りながら、下水道施設の維持管理や地震対策など、計画的に下水道整備を進めていきます。

ガス事業

ガスの安定供給を図るため、古くなったガス管の交換や耐震性ガス導管網の整備を行い、ガス漏れの予防、災害に強いガス設備の整備に取り組みました。また、未供給地区において、ガス導管整備工事を実施しました。

市内でのガス需要は減少傾向にあり、今後は収益の減少が見込まれますが、より多くのお客様に快適な都市ガスをお使いいただけるよう、計画的に導管整備を進めていきます。

詳しい決算内容は、ホームページをご覧ください。

大津市企業局 決算書

検索



お問い合わせ先 経営経理課 ☎077-528-2602



水道管や給湯器の凍結に注意しましょう。

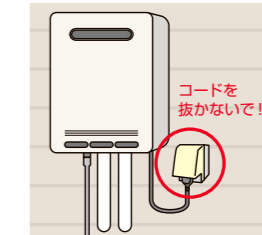
気温が氷点下1～2℃以下になると、水道管や給湯器等が凍結したり破裂したりする恐れがあります。

1 凍って水がでないとき



- 1 蛇口を開放状態にします。
- 2 凍った部分にタオルをかぶせ、上からぬるま湯をゆっくりかけます。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂する恐れがありますので、注意してください。

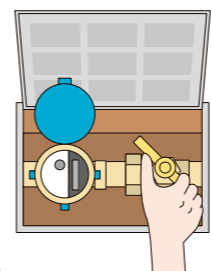
2 給湯器の凍結を防止



- 1 「電源プラグ」を抜かないでください。
- 2 給湯器の運転スイッチを「切」にし、お湯の蛇口を開けて、糸を引く程度の水を出します。

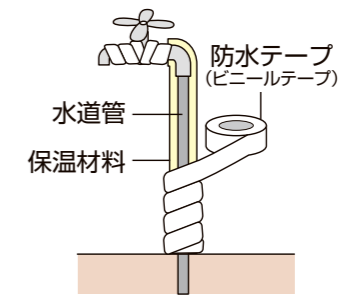
プレーカー等で電気を止めた場合は給湯器の水抜きが必要です。詳しくは、給湯器の取扱説明書をご確認ください。

3 管が破裂したとき



- 1 まず水を止めます。水道メータボックス内にある止水栓か、メータボックス付近にある宅内バルブで水を止めます。
- 2 大津市指定給水装置工事業者に連絡してください。（修繕費用は、お客さま負担となります。）

4 水道管の凍結を防止



凍結する場所は、主に屋外に露出している水道管や蛇口です。そこに布やフェルト（保温材料）を巻き付け、濡れないようにビニールテープでしっかりと巻きます。

室内でガス機器を使用される時は、『換気』をお願いします。

寒い時期には欠かせない暖房器具や湯沸器ですが、機器が劣化していたり、換気が不十分な状態で使用したりすると不完全燃焼になり、場合によっては一酸化炭素中毒になる危険性があります。

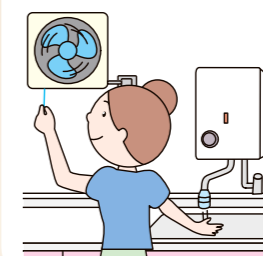
ガスストーブ、ガスファンヒーターをご使用のお客様へ



ガスストーブやガスファンヒーターをご使用の際は、30分に1回（1分～2分）程度換気をしてください。

- ⚠ ファンヒーターのフィルターは、使用前や使用期間中に定期的に清掃を行ってください。
- ⚠ ファンヒーターの前に、スプレー缶や燃えやすいものは置かないでください。

小型湯沸器をご使用のお客様へ



小型湯沸器をご使用の際は、必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気をしてください。

- ⚠ 熱交換器（湯沸器上部）の汚れや詰まり、使用中に度々消えるなどの症状がある場合は、販売店または機器メーカーに連絡し点検修理（有償）を受けてください。

お問い合わせ先 維持管理課 ☎077-528-2609